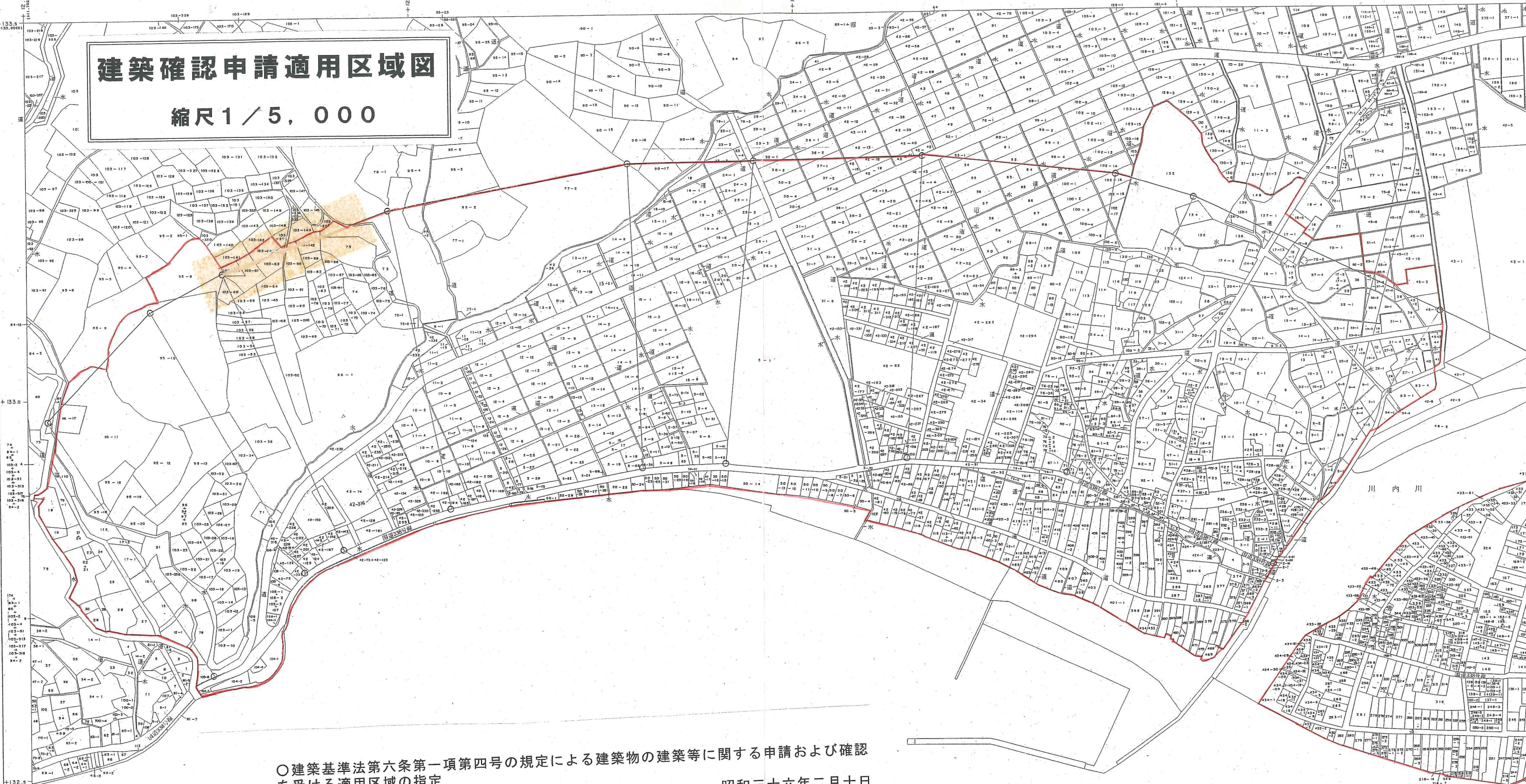


建築確認申請適用区域図

縮尺 1/5,000



○建築基準法第六条第一項第四号の規定による建築物の建築等に関する申請および確認を受ける適用区域の指定

昭和三十六年二月十日
青森県告示第百二十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項第四号の規定による建築物の建築等に関する申請および確認を受ける適用区域を次のように指定する。
その関係図面は、青森県土木部建築課、関係土木事務所および関係市町村役場に備え置いて縦覧に供する。

指定区域

市町村	区分
西津軽郡木造町	内一部
西津軽郡深浦町	内一部
南津軽郡尾上町	内一部
南津軽郡平賀町	内一部
北津軽郡金木町	内一部
北津軽郡鶴田町	内一部
下北郡川内町	内一部



平成19年3月1日現在

陸奥湾

川内川